



もし、あなたがヤングケアラーとして悩みを抱えていたら、一人で悩まずに相談してください。

もし、あなたの身近にヤングケアラーと思われる人がいたら、相談先があることを教えてください。

相談窓口



生活の困りごと まるっと相談

毎週月～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時  
☎080-3759-6756  
(美里町専用回線)



ホームページ  
QRコード

24時間子供SOSダイヤル  
(文部科学省)

24時間受付・年中無休  
☎0120-0-78310  
(フリーダイヤル)



ホームページ  
QRコード

さいたまチャイルドライン  
(18歳以下専用)

毎日(年末年始を除く)  
午後4時～9時  
☎0120-99-7777  
(フリーダイヤル)



ホームページ  
QRコード

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132・教育委員会事務局 学校教育係 ☎76-0201



やっぱり、家族っていいね。

家族の日  
家族の週間

家族の日 11月21日(日)

家族の週間 11月14日(日)～27日(土)

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要があります。

内閣府では、平成19年度から「家族の日」「家族の週間」を定め、生命を次代に伝え育てていくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが再認識されるよう呼びかけています。

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

11月1日(月)～12月9日(木)

「障害者用駐車場マナーアップ  
キャンペーン」強化月間です！

障害者用駐車場とは、車椅子利用者や体の不自由な高齢者、障害者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要なため、幅の広い駐車区画のことです。

埼玉県では、商業施設などにおける啓発ポスターの掲示や店内放送での呼びかけなどを実施します。

必要がない場合は、駐車をしないでください。

皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問合せ＝埼玉県 福祉政策課 ☎048-830-3391



「ヤングケアラー」を知っていますか？

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

特に、小・中学生や高校生のヤングケアラーは、自覚のないまま重い負担を抱え、学業や友人関係、部活動などに制限を受ける場合も少なくありません。

家事や家族の世話などをすることは、決して悪いことではありませんが、子どもの学業や遊びの機会を奪ったり、将来の進路を狭めたりすることのないよう、ヤングケアラーの実態を知り、わたしたちに何ができるのか考えましょう。

ヤングケアラーは、こんな子どもたちです



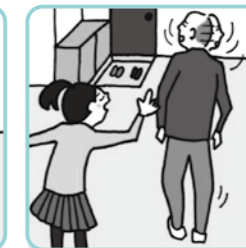
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

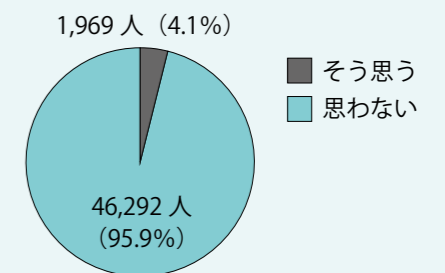
©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

11月は埼玉県が定める「ケアラー月間」です

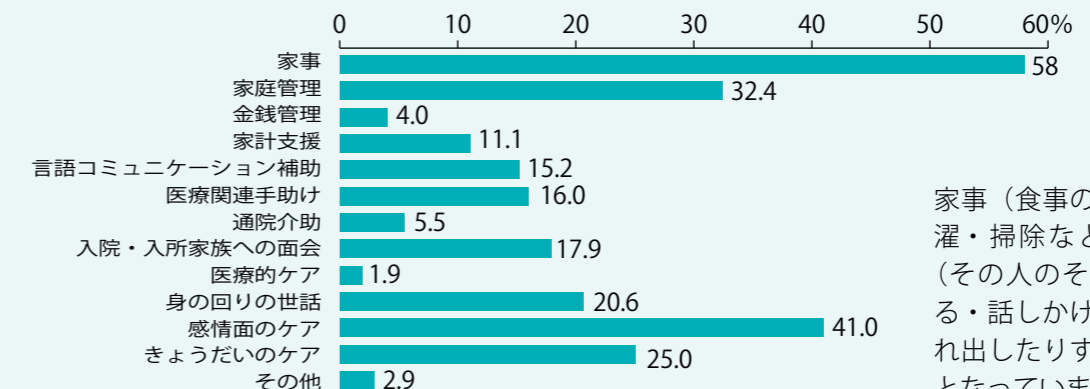
埼玉県では、全国で初めて「ケアラー支援条例」を制定し、11月を「ケアラー月間」と定めるなど、ヤングケアラーを含めたケアラーの支援に力を入れています。以下の図は、県内全域の高校2年生(48,261人)を対象に埼玉県が実施した調査結果の一部です。

■ヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うか

「ヤングケアラーである」または「過去にそうであったと思う」と回答した人数は、48,261人中1,969人でした。県内の高校2年生のおよそ25人に1人の割合です。



■ヤングケアラーが行っているケア内容(複数回答可)



家事(食事の用意・後片付け・洗濯・掃除など)や感情面のケア(その人のそばにいる・元気づける・話しかける・見守る・外に連れ出したりするなど)が高い数値となっています。